

障害者自立支援法がスタートします！



平成18年4月から障害者自立支援法がスタートします。この法律により障害者保健福祉施策が大きく変わり、いっそう充実されます。改正のポイントを中心に制度の概要を紹介します。

障害者自立支援法のポイント

- ① 障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編
- ② 障害のある人々に、身近な市町村が責任をもって一元的にサービスを提供
- ③ サービスを利用する人々もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実
- ④ 就労支援を抜本的に強化
- ⑤ 支給決定の仕組みを透明化、明確化

障害のある人々の自立を支えます

総合的な自立支援システムの全体像

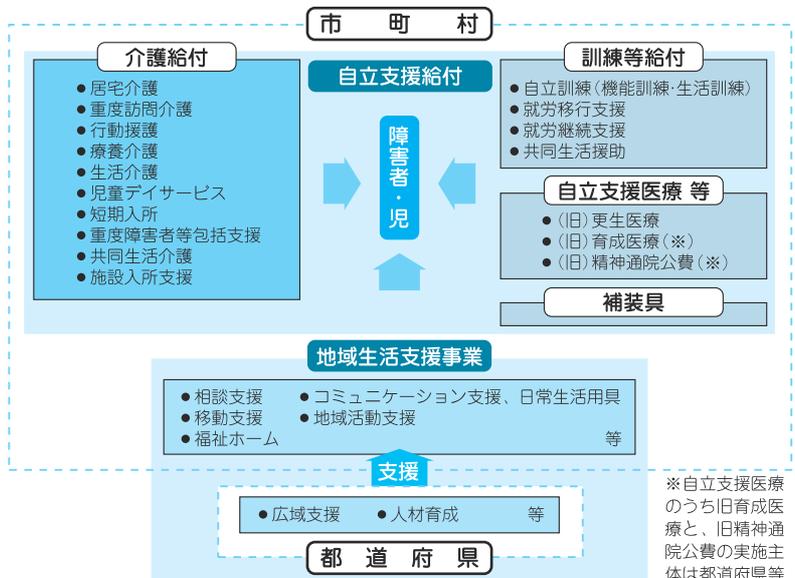
障害者自立支援法による、新しい障害者保健福祉サービスは「自立支援給付」と、「地域生活支援事業」で構成され、市町村が中心となって実施されます。

地域生活支援事業とは？

地域の実情や、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できるしくみで、市町村によって内容等は異なります。

（平成18年10月スタート）

伯耆町が実施する事業内容は検討中です。



※自立支援医療のうち旧育成医療と、旧精神通院公費の実施主体は都道府県等

利用者負担のしくみ 介護給付と訓練等給付の場合

利用者負担は、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた月額上限の設定）に見直され、施設の生活等に必要な食費・光熱水費等は原則実費負担となります。

サービス利用に係る費用



負担上限額

区分	対象	上限額（月額）
生活保護	生活保護世帯の人	0円
低所得 1	市町村民税非課税世帯で障害者又は障害児の保護者の収入が80万円以下の人	15,000円
低所得 2	市町村民税非課税世帯で低所得 1 に該当しない人	24,600円
一般	市町村民税課税世帯の人	37,200円

この他にも低所得の方に配慮した軽減策が講じられています

【問合わせ先】 福祉課 ☎ 68 - 5534